平成２７年（フ）第３５９号
横浜市南区永田みなみ台２番４－801号
債務者　吉田　宏子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９３５号
横浜市鶴見区北寺尾６丁目10番21号　北寺尾レジデンス203
債務者　蒲生　拓也
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５０号
横浜市旭区市沢町1120番地　フロンティアＢ203
債務者　谷澤あゆみ
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５８号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台１番２－303号
債務者　船木　　正
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７１号
東京都武蔵野市西久保３丁目８番10－403号フィルコリンズ武蔵野
債務者　中村万里子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２６７号
静岡市駿河区石田２丁目16番10－102号、旧住所静岡市駿河区西島1175番地の１
債務者　久保　久美
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６８号
静岡市駿河区石田２丁目16番10－102号、旧住所静岡市駿河区西島1175番地の１
債務者　久保喜八郎
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６９号
静岡市駿河区石田２丁目16番10－102号、旧住所静岡市駿河区西島1175番地の１
債務者　久保　砂香
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０７号
横浜市西区西戸部町２丁目242番地　エステートＮ＆Ｙ102号
債務者　品川　昌也
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３５号
静岡県浜松市東区薬新町309番地　小枝ハイツ103号
債務者　永田　道乃
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
熊本県水俣市袋2662番地２　西ノ浦団地５棟304号、前住所熊本県水俣市中鶴336番地１
債務者　勝目　公治
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月14日午前10時15分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第２９０号
静岡市清水区押切14番地の２　旭ヶ丘団地３－314
債務者　遠藤　　操
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始中更正

平成２６年（フ）第４９４号
堺市西区築港浜寺西町７番地22、旧本店所在地大阪市東住吉区今林４丁目７番９号
破産者　株式会社タカラ（旧商号株式会社宝金属工業所）
代表者代表取締役　寶生　大輔
1　主文　当裁判所が平成26年６月27日午後４時になした破産手続開始決定中、破産者の氏名につき「寶生　大輔」とあるのを「寶生　大輔」と更正する。
2　決定年月日　平成27年６月24日
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４３１号
茨城県笠間市鯉淵6211番地
破産者　株式会社大平商事
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１９３号
山梨県甲府市国母４丁目15番15号
破産者　有限会社コーシン商会
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
山梨県甲斐市団子新居1432番地７
破産者　フュージョンカンパニー株式会社
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係